

宇治市議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 略 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務常任委員会 7人</p> <p>危機管理室、市長公室、政策経営部、総務部、会計室、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>市民環境常任委員会 7人</p> <p><u>市民環境部</u> 及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>建設水道常任委員会 7人</p> <p>建設総括室、建設部、都市整備部及び公営企業上下水道部の所管に属する事項</p> <p>文教福祉常任委員会 7人</p> <p>教育委員会、福祉子ども部及び健康長寿部の所管に属する事項</p> <p>第3条～第28条 略</p>	<p>第1条 略 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務常任委員会 7人</p> <p>危機管理室、市長公室、政策経営部、総務部、会計室、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>市民環境常任委員会 7人</p> <p><u>産業地域振興部、人権環境部</u>及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>建設水道常任委員会 7人</p> <p>建設総括室、建設部、都市整備部及び公営企業上下水道部の所管に属する事項</p> <p>文教福祉常任委員会 7人</p> <p>教育委員会、福祉子ども部及び健康長寿部の所管に属する事項</p> <p>第3条～第28条 略</p>